

## 玉村町特定随意契約の公表に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、玉村町が発注する物品の購入及び役務の提供に係る契約において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（以下「特定随意契約」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (契約締結前の手続)

第2条 特定随意契約の締結を予定している課等の長（以下「事業担当課長」という。）は、総務課契約管財係（以下「契約管財係」という。）が指定する期日までに、特定随意契約発注見通し報告一覧（様式第1号）を作成し、契約管財係に提出するものとする。

2 契約管財係は、前項の規定により提出された特定随意契約発注見通し報告一覧を特定随意契約発注見通し一覧（様式第2号）に取りまとめ、玉村町財務規則（平成12年規則第7号。以下「財務規則」という。）第143条の2の規定により、翌年度当初予算成立後、速やかにその内容を公表するものとする。

3 補正予算による発注等、第1項の規定により発注内容を提出できない場合には、事業担当課長は、契約予定日のおおむね1か月前までに、同項に定める様式を作成し、契約管財係に提出するものとする。

4 契約管財係は、前項の規定により提出された特定随意契約発注見通し報告一覧を特定随意契約発注見通し一覧（様式第2号）に取りまとめ、財務規則第143条の2の規定により、速やかにその内容を公表するものとする。

5 事業担当課長は、提出した内容に変更等があった場合、速やかに契約管財係に報告するものとする。

### (契約締結後の公表)

第3条 事業担当課長は、特定随意契約締結後、速やかに特定随意契約結果報告一覧（様式第3号）を作成し、契約管財係に提出するものとする。

2 契約管財係は、前項の規定により提出された特定随意契約結果報告一覧を特定随意契約結果一覧（様式第4号）に取りまとめ、財務規則第143条の2の規定により、速やかにその内容を公表するものとする。

(公表方法)

第4条 公表方法は、玉村町ホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、特定随意契約の手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月8日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

## 特 定 随 意 契 約 発 注 見 通 し 報 告 一 覧

No	契 約 件 名	業 務 概 要	契 約 締 結 予 定 日	納 入 期 限 又 は 履 行 期 間	契 約 相 手 方 選 定 基 準	所 管 課 名	設 計 金 額 (円)

様式第2号(第2条関係)

特 定 随 意 契 約 発 注 見 通 し 一 覧

No	契 約 件 名	業 務 概 要	契 約 締 結 予 定 日	納 入 期 限 又 は 履 行 期 間	契 約 相 手 方 選 定 基 準	所 管 課 名

様式第3号(第3条関係)

## 特 定 随 意 契 約 結 果 報 告 一 覧

No	契 約 件 名	契 約 締 結 日	納 入 期 限 又 は 履 行 期 間	契 約 金 額	契 約 相 手 方	契 約 相 手 方 と し た 理 由	所 管 課 名

※契約書(請書)がある場合は、かがみの写しを一緒に提出してください。

様式第4号(第3条関係)

## 特 定 随 意 契 約 結 果 一 覧

No	契 約 件 名	契 約 締 結 日	納 入 期 限 又 は 履 行 期 間	契 約 金 額	契 約 相 手 方	契 約 相 手 方 と し た 理 由	所 管 課 名